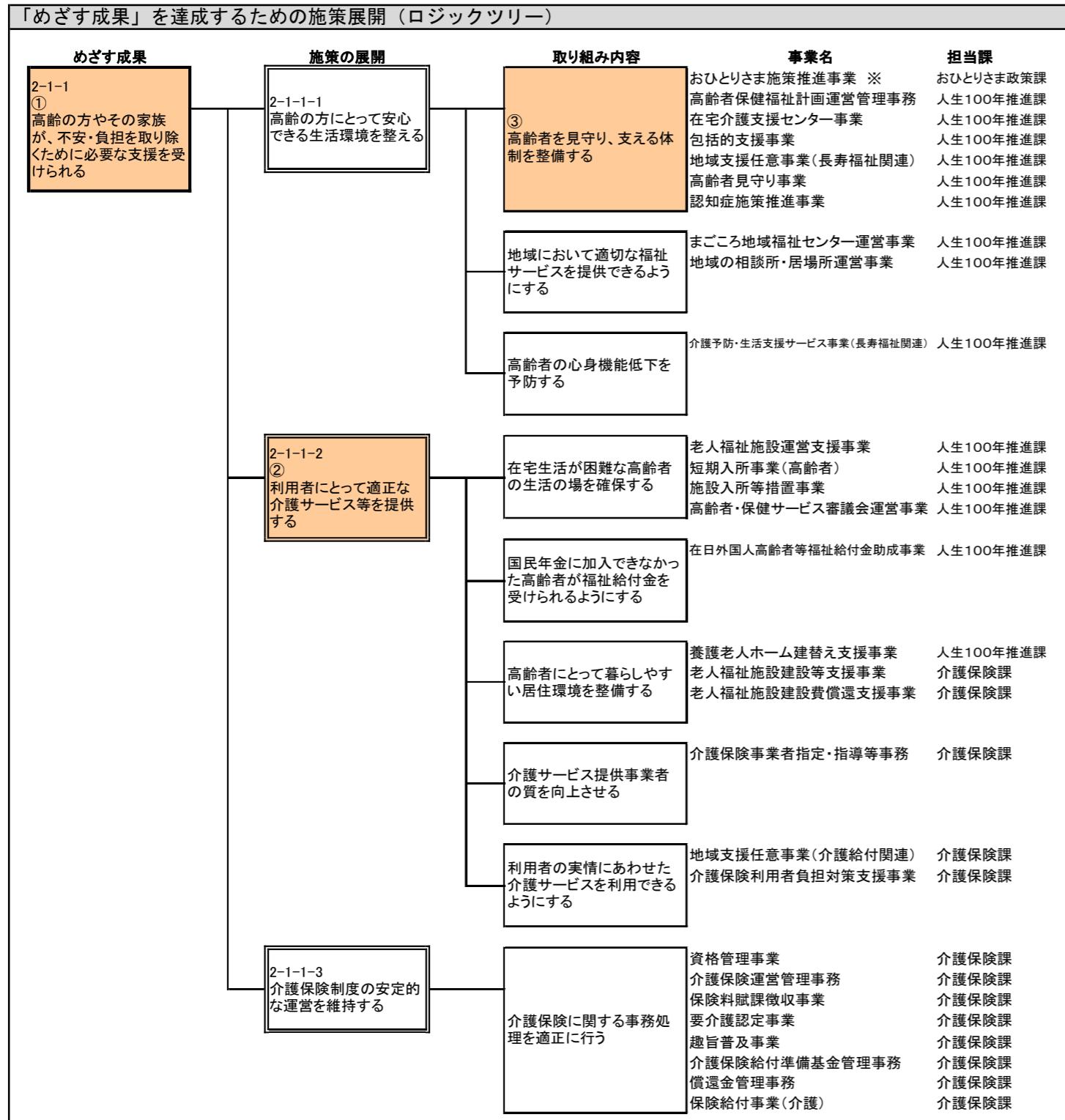


令和3年度「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート		
健康領域	人の健康	
基本目標	2	一人ひとりがささえの手を実感できるまち
個別目標	2-1	高齢の方や障がいのある方への支援を充実する
めざす成果	2-1-1	高齢の方やその家族が、不安・負担を取り除くために必要な支援を受けられる
	2-1-2	障がいのある方が地域の中で自立した生活を送っている

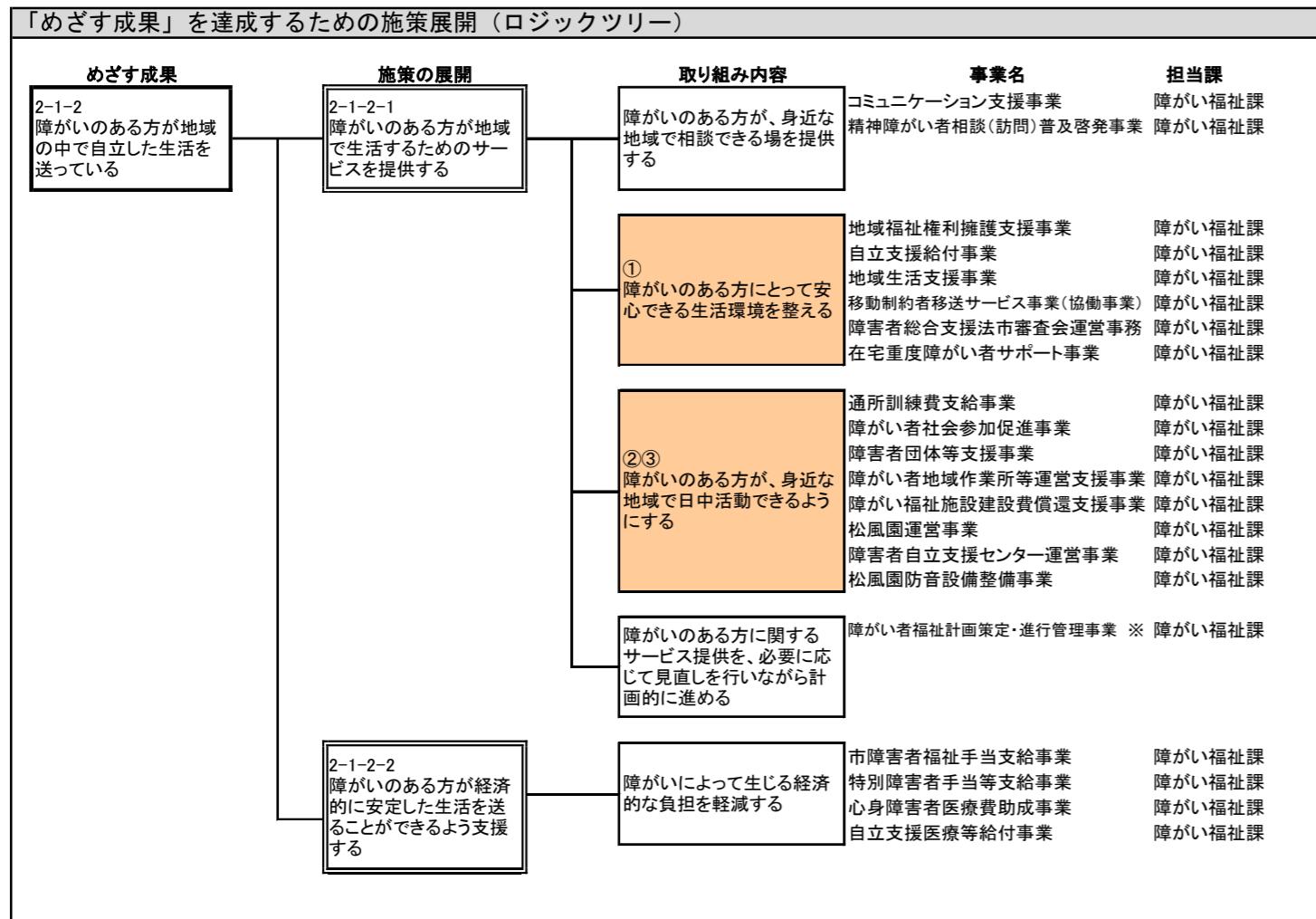


所管部	健康福祉部				
【成果を計る主な指標】					
指標の名称	前期基本計画期間（R1～R5年度）				
	計画当初値	実績値（R1）	実績値（R2）	中間目標値（R3）	最終目標値（R5）
① 介護を必要とする人が安心して暮らしていると思う市民の割合	49.4%				
② 介護サービス利用者の満足度の割合	68.1%		68.5%	73.1%	75.1%
③ 認知症サポーターとなっている市民の割合	5.0%	7.0%	7.3%	10.0%	13.0%

【令和2年度までの主な取り組み内容及び今後の方針】		
施策の展開	主な取り組み内容	今後の方針
高齢の方にとって安心できる生活環境を整える	<ul style="list-style-type: none"> 主に、高齢のひとり暮らし等の市民が抱える終活に関する精神的な不安を解消するため、終活コンシェルジュによる個別相談を実施し、平成30年6月のリニューアル以降は、月平均17件の相談を受け付けました。また、終活に関する周知啓発として、令和元年度は保健福祉センターホールを会場とした終活講演会（定員400人の会場が満員）の開催や、市職員による終活に関する講習会を11回開催しました。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、講演会等の回数は3件と減少ましたが、自宅で気軽に終活に取り組める企画として「やまと終活クイズ」を定期的に実施し、各回平均して70～80人が参加しました。 高齢の方の総合相談窓口である地域包括支援センターでは、コロナ禍において相談件数（R2年度：75,422件）が増加する中、感染予防に努めながら対応しました。 認知症についての正しい知識を習得して認知症の人や家族を応援できるようにすることを目指す認知症サポーター養成講座を開催しました。 ひとり暮らしの高齢の方に向けて、高齢者見守り（緊急通報）システムを設置（R2年度利用者数：682人）することで、在宅高齢者の日常生活における不安の解消に努めました。 徘徊をする高齢の方が法律上の賠償責任を負った場合の介護者の負担を軽減するため、はいかい高齢者個人賠償責任保険に加入（R2年度対象者：464人）しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に係る不要不急の外出自粛が求められている現在の状況において、電話による個別相談の実施や、「やまと終活クイズ」の発行など、終活に関する情報の発信や周知啓発を図っていきます。また、アンケートによるおひとりさまの実態調査を実施することで、おひとりさまのニーズを把握し、おひとりさま同士がつながることのできる場を提供するなど、おひとりさまが独りぼっちにならないようにする施策を実施していきます。 地域包括支援センターについては、国が示す評価指標による評価を行い、PDCAサイクルに基づく機能強化を図ります。 引き続き、認知症サポーター養成講座の他、地域で活動できるサポーターとなることを目指す認知症サポーター育成ステップアップ講座も開催し、要介護高齢者等との介護者の支援の一助となるように努めます。 高齢者見守り（緊急通報）システム等での見守りは、在宅高齢者等を見守る上で、欠かせない事業になっており、今後も必要に適切な支援を提供できる体制に努めていきます。 引き続き、はいかい高齢者個人賠償責任保険等により、認知症の方やその家族が安心して暮らせるよう務めています。
利用者にとって適正な介護サービス等を提供する	<ul style="list-style-type: none"> 介護者の不在等により一時的に在宅生活が困難となった高齢の方に対して、短期入所できる養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを確保しました（利用延べ人数：20人）。 経済的及び環境上の理由等により、在宅での養護や介護サービスの利用が困難である高齢の方に対して、老人福祉法に基づく措置を実施（新規措置者数：4人、年度末措置者数：16人）しました。 社会福祉法人が老人福祉施設を建設する際の借入金について、借入金返済の補助を行いました。（R2年度）3法人：393万3千円 介護事業者への指導や、介護保険サービス審議会を実施しました。（令和2年度は感染症のまん延防止のため、訪問による実地指導を見合わせ、書面による指導を実施しました。） 給付適正化のため、ケアプラン点検、給付費通知の発送などを行いました。また、低所得者支援としてグループホームの家賃助成、社会福祉法人への補助などを実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 一時的に在宅生活が困難となる高齢の方に対する短期入所は、緊急時に利用する制度であり、円滑な受け入れ態勢が必要となるため、継続して整備に努めてまいります。 引き続き、措置を必要とする高齢の方の適切な処遇の確保に努めてまいります。 令和2年度は事業所の応募がなかったため、建設費に対する補助はありませんでしたが、令和3年度には看護小規模多機能型住宅介護事業所を整備し、介護サービスの充実を図ります。 コロナ禍の状況を注視しながら、介護サービス提供事業者の質の向上に努めてまいります。 コロナ禍の状況を注視しながら、引き続き給付の適正化を図るとともに、低所得者が安心して介護サービスを利用出来るよう進めています。
介護保険制度の安定的な運営を維持する	<ul style="list-style-type: none"> 適正・的確な被保険者の資格管理に基づき、迅速かつ正確な要介護認定、適正かつ公平な分担負担に基づく保険料賦課、適正かつ低所得者の負担軽減にも配慮した保険給付を実施しました。 令和3年度が初年度となる第8期介護保険事業計画を作成することで、今後3年間の本市介護保険運営の基本方針と、目指す姿の実施に向けた各種施策を策定しました。 パンフレットの作成や広報媒体への掲載、どこでも講座の実施などにより、介護保険制度の趣旨普及を行いました。 介護保険給付準備基金、及び償還金を適切に管理しました。 	すべての介護保険に関する事務処理について、引き続き適正かつ的確、着実に実施していきます。

※連携の事例	事務事業	関係する課	取り組み内容
おひとりさま施策推進事業	担当課：おひとりさま政策課 関係課：健康福祉総務課、医療健診課、健康づくり推進課、介護保険課、人生100年推進課、市民活動課、市民相談課、市民課、図書・学び交流課	高齢のひとり暮らしの方などを対象にして保険・医療・福祉などの幅広い分野に関する様々な疑問を例示しながら、それらに対応する相談窓口（担当課等）を紹介する「生活お役立ちガイド」を作成し、おひとりさまなどが、自身でも利用可能な支援や相談できる窓口の情報を取り組み内容	

令和3年度「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート		
健康領域	人の健康	
基本目標	2	一人ひとりがささえの手を実感できるまち
個別目標	2-1	高齢の方や障がいのある方への支援を充実する
めざす成果	2-1-1	高齢の方やその家族が、不安・負担を取り除くために必要な支援を受けられる
	2-1-2	障がいのある方が地域の中で自立した生活を送っている



※連携の事例

事務事業	関係する課	取り組み内容
障がい者福祉計 画策定・進行管 理事業	障がい福祉課ほか 関係各課	障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう、障がい者福祉計画において障がい福祉施策の基本の方針、必要な施策などを定め、関連する取り組みを計画的に推進しています。



担当課：障がい福祉課
関係課：広報広聴課、危機管理課、市民相談課、産業活性課、健康福祉総務課、医療健診課、健康づくり推進課、人生100年推進課、ほいく課、すくすく子育て課、国際・男女共同参画課、スポーツ課、街づくり総務課、建築指導課、指導室、選挙管理委員会事務局

所管部	健康福祉部				
【成果を計る主な指標】					
指標の名称		前期基本計画期間（R1～R5年度）			
①	障がい者の地域生活移行者数（累計）	計画当初値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	中間目標値 (R5)
②	一般就労への移行者数	0人	3人	4人	15人
③	就労移行支援事業の利用者数	37人	45人	49人	56人
		81人	86人	92人	129人
					150人

施策の展開	主な取り組み内容	今後の方針
障がいのある方が 地域で生活するた めのサービスを提 供する	<ul style="list-style-type: none"> ■障がい者福祉施策の基本的な方向性を定め、必要な施策を推進するため、令和元年度に障がい者福祉計画、令和2年度に障がい福祉計画、障がい児福祉計画を策定しました。 ■障害者介護給付費等のサービス利用を希望する障がい者や難病患者について、適正な利用等のため、障害支援区分を判定するために審査会を開催しました。 ■障がい者及び難病患者等が、日常生活や社会生活を営むために必要なサービス（居宅介護、短期入所、補装具など）を提供しました。また、障がい者等の障がい特性や生活環境に応じた日常生活等を支援するため、地域生活支援事業として、移動支援、日常生活用具給付、グループホームの家賃助成や地域活動支援センターによる相談事業を行いました。 ■知的障がい児者の基本的生活習慣や環境適応性を養うことなどを目的とした、福祉型児童発達支援センター第1松風園、生活介護施設第2松風園の運営について、令和2年4月からの5年間、指定管理者に社会福祉法人大和らしき会を選定しました。令和2～3年度にかけて、松風園の空調工事を実施しています。 ■指定管理制度により、障がい児者や難病患者の地域生活支援のために、相談支援事業や就労移行支援事業等を実施する障害者自立支援センターを運営しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の円滑な進行のため審議会を開催し、計画の進行管理を行います。 ■障害者介護給付サービスの利用者増加に伴い審査件数も増加しており、令和3年度は対象者の一斉更新に加え、コロナ禍の影響で前年に障害者支援区分を1年延長したことから件数が大幅に増加するため、審査会を月2回開催します。 ■自立支援給付費の支給は、障がい者が自立した生活を営む上で不可欠ですが、事業所の従事者が慢性的に不足している側面もあるため、国や県に報酬単価見直し等を働きかけを行なながら利用者のニーズの対応に努めます。 ■地域生活支援事業は障がい者等の地域生活のために必要不可欠な事業であり、対象者が増加傾向の中、利用者ニーズを把握し、必要に応じて適宜事業を見直していきます。 ■第1、第2松風園については利用希望者が多い中、新型コロナの感染防止対策を講じつつ、利用者や家族への支援を更に充実していきます。松風園は建物や設備が老朽化しており、今後も修繕に対応して行くことも課題です。 ■令和3年4月から5年間、社会福祉法人すずらんの会を障害者自立支援センターの指定管理者に選定し、就労移行支援事業や相談支援事業、自立支援協議会の充実を図ります。
障がいのある方 が経済的に安 定した生活を送 ることができるよう 支援する	<ul style="list-style-type: none"> ■在宅の重度、中度の障がい者に対して（延べ受給者数49,456人）、市障害者福祉手当（月額3,000円）を年2回支給しました。 ■常時介護を必要とする重度の在宅障がい児者に対して、国制度に基づき、国手当を年4回支給しました。 <国手当の令和2年度各実績（延べ受給者数）> 特別障害者手当：1,290人 障害児福祉手当：1,383人 経過的福祉手当：104人 ■重度障がい児者の医療費負担の軽減のため、助成申請に基づき、対象者（R2年度：2,721人）に心身障害者医療証を交付しました。 ■身体に障害のある児童及び18歳以上の身体障がい者に対する障がい軽減を目的とした手術等の医療費助成のため、また、精神医療を継続的に要する精神障がい者に対する通院費助成のため、各申請に基づき、自立支援医療受給者証を交付しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ■市手当の受給者数は徐々に増加しており、手当の増額や対象者範囲の拡大を望む声もありますが、事業を安定的に運営して行くため、当面は現状のまま事業を継続して行きます。 ■国手当は就労困難な障がい者や障がい児の保護者にとって生活安定の一助となることから、受給対象となる方の申請のため広報や手引きによる制度案内を進めます。 ■心身障害者医療費助成事業は、所得制限や年齢制限の利用者制限により、事業費は安定しており、当面は現状のまま継続する予定です。 ■自立支援医療給付事業は、心身障害者医療費助成制度の対象にならない方の申請や、精神科通院の助成申請も増加傾向にあります。医療保険の特定疾病を併用する受給者情報を的確に把握し、医療費助成事務の適正化を図る必要があります。